
地震保険の歴史と今後の課題

～地震保険制度50年の歩み～

地震保険制度導入に向けた議論①

～明治初期(1878年)以降～

- 1878年:マイエット教授が国営地震保険制度創設を提唱。
- 1890年:「保険は民営」として修正し、商法に民間保険として規定
- しかし、地震リスクは...

①保険制度の前提である「大数の法則」が成り立たない

⇒発生頻度や、被害の大きさを統計的に把握できない

②巨大な損害

⇒損害保険会社が抱えきれないほど大きな損害額になる可能性がある

③逆選択のおそれ

⇒リスクの高い地域の人だけが加入する

民間のみでは保険化が極めて困難なリスク

⇒1899年の商法大改正時に民間保険から地震保険を削除

地震保険制度導入に向けた議論②

～関東大震災以降、昭和初期～

■ 関東大震災概要

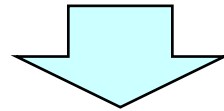
発生日:1923年9月1日 震源地:相模湾 マグニチュード:M7.9

死者・行方不明者:10万5,000人 住宅全半壊:21万1,000棟

住宅消失:21万2,000棟

※「日本の地震保険」(損害保険料率算出機構)より抜粋

⇒引き続き、北丹後地震(1927)、北伊豆地震(1930)、三陸地震津波(1933)が発生。いずれも火災保険による保険金の補償がなかったため、地震保険の必要性が強く認識された。



1934年:政府が「国営」及び「火災保険への強制付帯」を骨子とする地震保険制度要綱案をとりまとめ

⇒法案提出ならず

1949年:福井地震(1948年)を契機に政府が地震保険法要綱案をとりまとめ

⇒法案提出ならず

地震保険制度の創設～1966年6月～

- 1964年の新潟地震の発生を契機に地震保険制度導入に向けた議論が開始され、1966年6月に官民共同の地震保険制度が誕生
- 各種課題の解決策

①大数の法則が成り立たない

⇒政府の関与による超長期の収支相償を実現

②巨大な損害

⇒民間だけでは負担できない保険責任を政府が再保険として引受

③逆選択のおそれ及び強制性の緩和

⇒火災保険への原則自動付帯方式の採用（※導入時は総合保険のみ）
等地区分の採用

地震保険制度の見直し① ～主な商品性の改善～

- 地震保険制度創設後、巨大な地震の発生を契機に商品性の改善を図っている。(下線が見直した事項)

改定時期 (契機の地震)	加入限度額	損害区分	付保割合	加入方法	総支払限度額
制度創設時 (新潟地震)	建物: 90万円 家財: 60万円	全損のみ	火災保険の 保険金額の 30%	総合保険に 自動付帯	3000億円
1980年7月 (宮城県沖地震)	建物: <u>1000万円</u> 家財: <u>500万円</u> <u>へ拡大</u>	<u>半損の追加</u> <u>(建物50%、家財10%)</u> <u>一部損の追加(1991年)</u>	火災保険の 保険金額の 30% <u>～50%</u> <u>まで拡大</u>	<u>火災保険に原則</u> <u>自動付帯へ</u>	<u>1兆5000億円</u> <u>へ引上げ</u>
1996年1月 (阪神・淡路 大震災)	建物: <u>5000万円</u> 家財: <u>1000万円</u> <u>へ拡大</u>	<u>家財の半損について、</u> <u>10%→50%に引上げ</u>			<u>3兆1000億円</u> <u>へ引上げ</u>
現在	建物: 5000万円 家財: 1000万円	全損(100%) 半損(50%) 一部損(5%) ※	火災保険の 保険金額の 30%～50%	火災保険に 原則自動付帯	<u>11兆3000億円</u> <u>へ引上げ</u>

※2017年1月より、全損・大半損・小半損・一部損の4区分に見直し予定

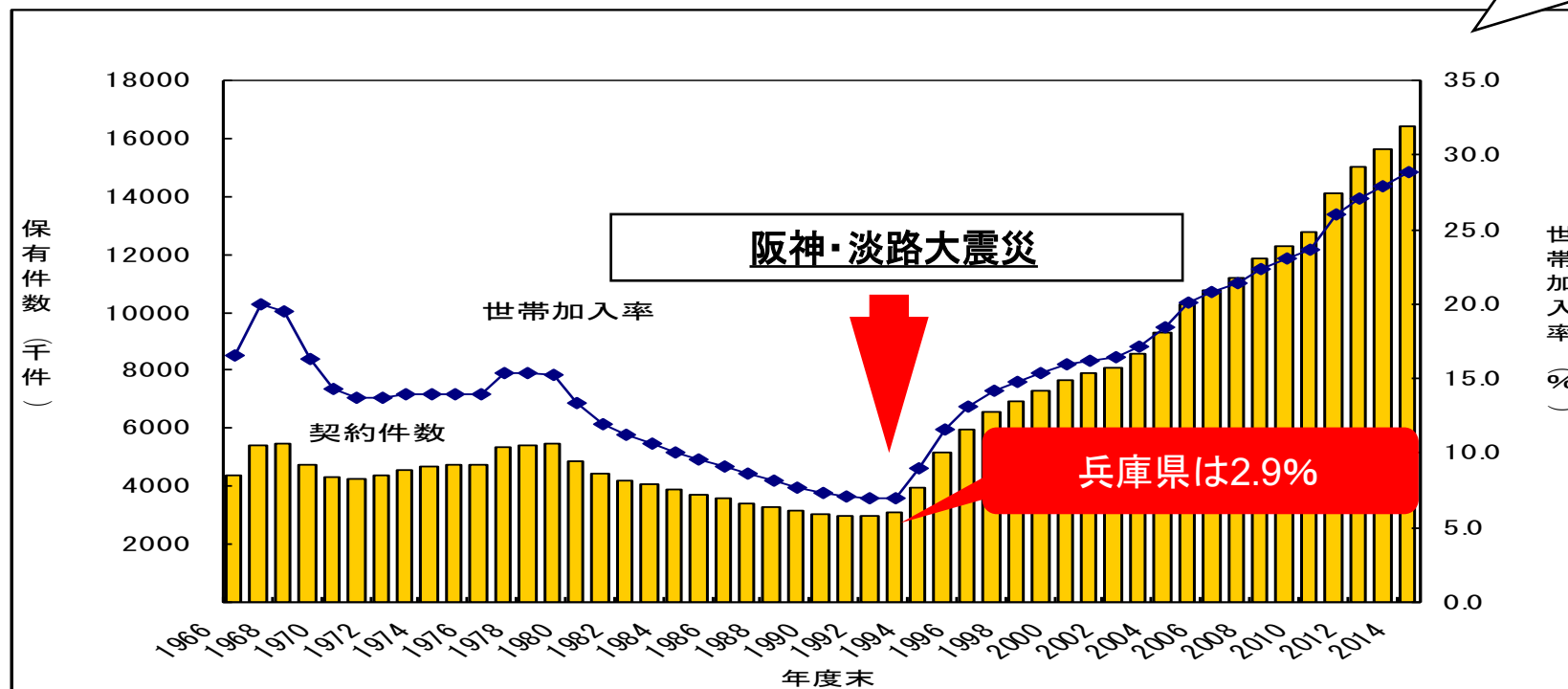
地震保険制度の見直し② ～加入率の向上～

- 阪神・淡路大震災を受けて支払われた保険金は制度開始以来最高金額(783億円)であったものの、震災前の兵庫県での世帯加入率は2.9%であり、大半の被災者は補償を受けられず
- これを受けて、商品性の向上について、民間が広報活動を開始
(参考)2001年～2009年度において、政府広報も実施

⇒2015年の世帯加入率:29.5%まで上昇

2015年度の付帯率 :60.2%まで上昇

2015年は29.5%まで上昇
(付帯率は60.2%)



地震保険制度の見直し③

～東日本大震災後のスキームの見直し～

- 東日本大震災では、官民あわせて約1.3兆円の保険金の支払をしており、抜本的なスキームの見直しを行っている。

(参考)地震保険制度に関するプロジェクトチーム(2012年4月～11月)

同フォローアップ会合(2013年11月～2015年6月)

- 具体的には、

①保険料率の見直し

- ・震源モデルの見直しを受けて2014年7月に15.5%、2017年1月以降、19%の料率引上げ予定(2017年1月より5.1%引上げ予定)

②損害区分の見直し(2017年1月予定)

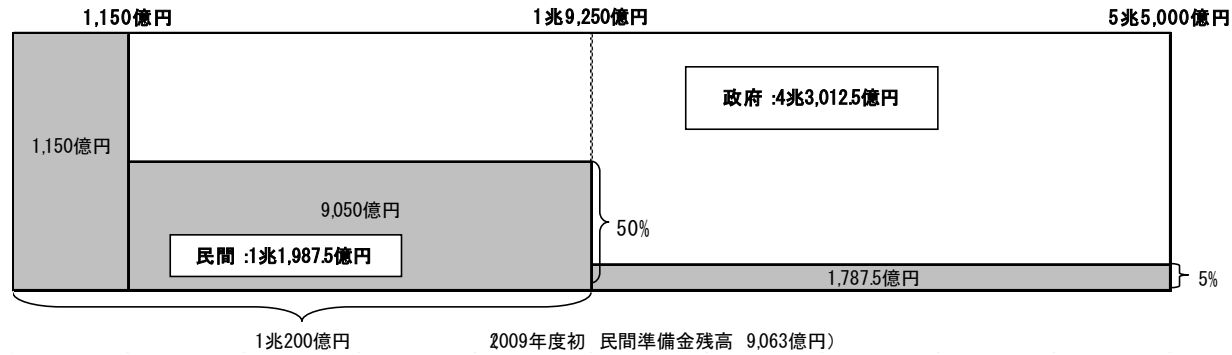
- ・現行の3区分のうち、半損(50%)を、小半損(30%)と大半損(60%)に分割し、4区分に変更

③官民責任負担額の見直し(次頁参照)

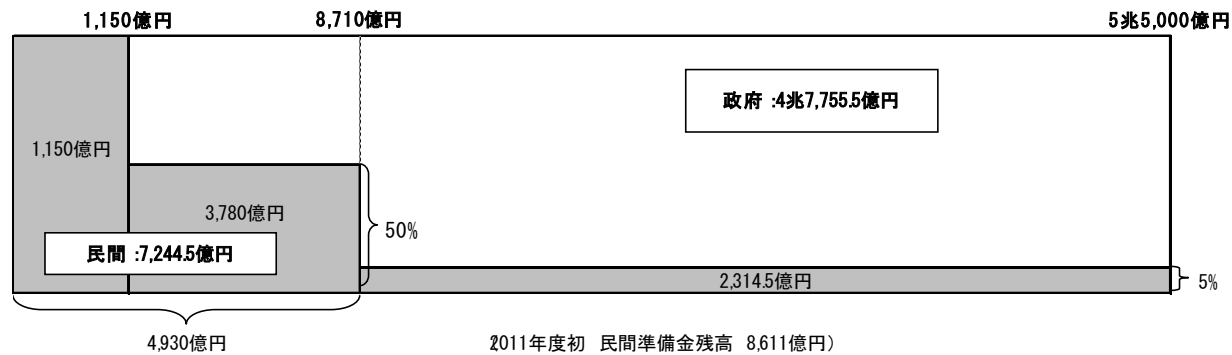
- ・東日本大震災において、多額の保険金支払があったことから、民間責任額を圧縮

(参考1) 官民責任負担額の見直し

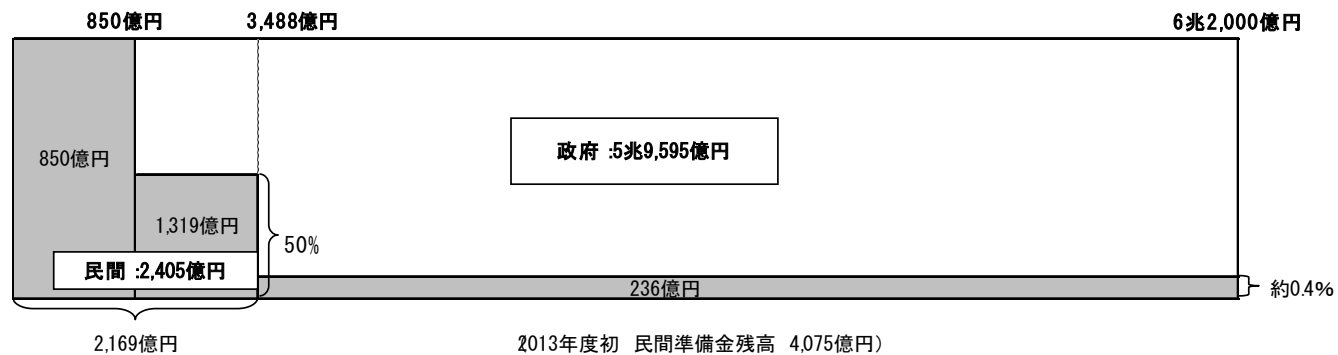
■ 2009～11年度スキーム (2009.4.1～2011.5.1)



■ 2011年度補正予算スキーム (2011.5.2～2012.4.5)

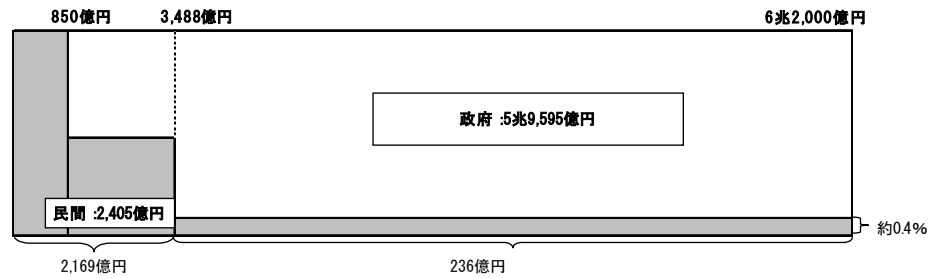


■ 2013年度スキーム (2013.5.16～2014.3.31)

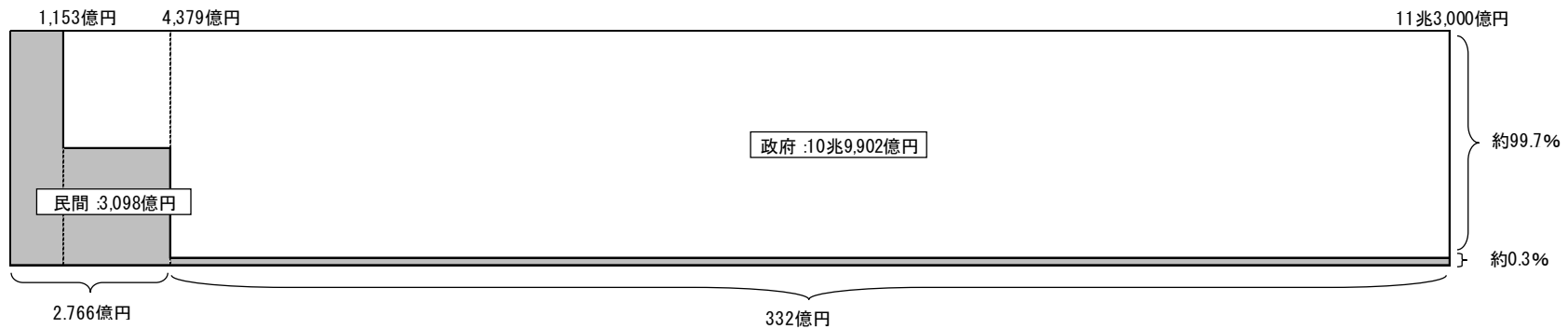


(参考1) 官民責任負担額の見直し

■ 2013年度スキーム (2013.5.16～2014.3.31)



■ 2016年度当初予算スキーム (2016.4.1～)



(参考2) 保険金支払額の上位10地震

地震名等	発生日	マグニ チュード	支払契約 件数(件)	支払保険金 (百万円)
1 2011年東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	9.0	801,254	1,270,610
2 2016年熊本地震	2016年4月14日・16日	7.3	225,989 (*2)	348,800(*2)
3 1995年兵庫県南部地震	1995年1月17日	7.3	65,427	78,346
4 宮城県沖を震源とする地震	2011年4月7日	7.2	30,998	32,388
5 福岡県西方沖を震源とする地震	2005年3月20日	7.0	22,063	16,971
6 2001年芸予地震	2001年3月24日	6.7	24,452	16,941
7 2004年新潟県中越地震	2004年10月23日	6.8	12,608	14,897
8 2007年新潟県中越沖地震	2007年7月16日	6.8	7,866	8,248
9 福岡県西方沖を震源とする地震	2005年4月20日	5.8	11,337	6,429
10 2003年十勝沖地震	2003年9月26日	8.0	10,553	5,990

(*1)「日本地震再保険の現状2016」に基づき作成。

(*2)2016年7月31日現在。日本損害保険協会のとりまとめに基づく。